

令和元年台風19号による被災納税者に対する
市税の申告等に関する期限の指定について（お知らせ）

令和2年4月3日

大分市では、令和元年台風19号により被災された納税者等について、市税の申告等に関する期限を延長しているところですが、この度、その期限を以下のとおり定めましたのでお知らせします。

○延長後の期限

法人市民税を除くすべての税目について、申告等の期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までに到来するものは、令和2年4月30日とします。

※法人市民税の延長後の申告等の期限については、改めてお知らせします。

○お問い合わせ先

個人市県民税・法人市民税に関すること	市民税課	電話097-537-5729
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	電話097-537-5610
軽自動車税・その他税に関すること	税制課	電話097-537-7314
税の納付に関すること	納税課	電話097-537-5611